

公益社団法人愛知県緑化推進委員会会費規程

制 定 令和3年6月4日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛知県緑化推進委員会の定款第7条に定める会費について、必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 正会員及び賛助会員の会費は年額とし、別表のとおりとする。

(会費の使途)

第3条 前条における会費のうち、正会員の会費については毎事業年度の管理費に使用し、残額が生じた場合は定款第4条に定める事業に使用する。

(会費の納入方法)

第4条 会員の納入は、理事長からの会費納入請求に基づき、定められた期日までに納入しなければならない。

附 則

この規程は、令和3年6月4日から施行する。

ただし、第2条（会費）及び第4条（会費の納入方法）については、平成24年度定時総会議決。（平成24年6月12日開催）

別表（第2条関係）

会員の年会費

1 正会員

団 体 名	金 額
愛知県	362,000円
市	40,000円
町村	20,000円
愛知県又は名古屋市一円を区域とする団体	20,000円
その他の団体	10,000円

2 賛助会員

1口	10,000円
----	---------